

令和8年度

オープンイノベーション型事業化促進事業費補助金
(SDGs 貢献型) 公募

公募要領

令和8年7月

静岡県経済産業部農業局農業戦略課先端農業推進室

1 趣旨

静岡県では、先端的な科学技術の活用による革新的な技術開発を進め、農業の飛躍的な生産性向上を図るとともに、産学官金の幅広い主体の参画を得て、農業を軸とした関連産業のビジネス展開を促進するアグリ・オープンイノベーションプロジェクト（以下「AOIプロジェクト」という。）に取り組んでいます。

今回、農業関連分野におけるSDGs（環境負荷軽減）への貢献に向け、「AOIプロジェクト」において、民間事業者がコンソーシアムを構成し、オープンイノベーションで取り組みながら行う事業化への取組を支援するため、オープンイノベーション型事業化促進事業（SDGs貢献型）を行う民間事業者を公募し、その取組に要する経費の一部を補助します。

2 公募の内容

（1）補助対象事業

科学技術を活用し、環境負荷軽減と生産性・収益性向上を両立させる革新的な農業生産技術、作業機器等の開発に係る取組とする。

（2）補助対象者

次に掲げる要件を満たす「コンソーシアム」とする。

ア 民間事業者等（農業法人、大学等の学術・研究機関含む）二者以上（以下「構成員」という。）により構成されていること。

イ 民間事業者等のうち半数以上は、静岡県内に事務所又は事業所を有する者（以下「県内民間事業者」という。）であること。

ウ コンソーシアムの構成員の間で、本補助金に関する全ての手続きを行い、交付の条件の遵守に責任を負う者（以下「代表機関」という。）が選定されていること。また、代表機関は、県内民間事業者であり、交付申請時点でAOIフォーラム会員であること。

エ コンソーシアムの代表機関、意思決定の方法、事業内容、役割分担、会計処理の方法、財産管理の方法その他必要事項を明確にしたコンソーシアムの管理及び運営に係る規約が定められていること。

（3）補助対象経費

別表1のとおり

（4）補助事業期間

3年以内（毎年度、交付決定通知書に記載する事業開始の日から翌年3月末日まで）

※交付決定及び完了検査は、単年度ごととする。

※事業化目標は5年以内とする。

（5）補助率及び補助上限額

別表1に掲げる経費の2分の1以内とし、毎年度1,000万円を上限とする。

【定義】

本公募要領における用語の定義は、次のとおりとします。

1 オープンイノベーション

複数の主体による協働のもと、技術やアイデア、サービス、その他事業化のための資源を組み合わせ、革新的で新しい価値を創出するイノベーション手法をいう。

2 事業化

商品及びサービスについて、市場への販売又は提供が可能になった状態のことをいう。

3 民間事業者

次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する者。
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体。（信用協同組合を除く。）
- (3) その他の特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の 3 分の 2 以上が中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者である者。
- (4) 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人。（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。）

4 大学等

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学及び高等専門学校並びに研究開発を主たる業務とする国又は地方公共団体が設立した研究機関及び独立行政法人をいう。（静岡県が設立した研究機関を除く。）

（6）その他コンソーシアム構成員の条件

次のアからクまでの全てを満たす者とする。

ア 法人であること。

イ 構成員自らが実施する事業であること。

ウ 代表機関に業務責任者を設置していること。

エ 直近 1 年間に於ける都道府県税を滞納していないこと。

オ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

カ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

ク 次の（ア）から（キ）のいずれにも該当しないこと。

（ア）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

（イ）法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

（ウ）法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

（エ）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える

- 目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (オ) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 応募手続き

- (1) 応募期限 令和8年7月31日(金) 午後5時(必着)
- (2) 受付時間 月曜日から金曜日まで(祝日及び休日を除く。) 午前9時から午後5時まで
- (3) 申込方法 上記期間内に必要書類(「(5)必要書類と必要部数」参照)を郵送、持参またはメールにて提出
- (4) 提出先 「9 問い合わせ先」を参照
- (5) 必要書類と必要部数

- ア 事業計画書(別紙様式1)・・・5部
- イ コンソーシアムの管理及び運営に係る規約・・・5部
- ウ 会社(大学等)案内・・・5部
- エ 直近期の都道府県税納税証明書(法人事業税、法人県民税)・・・1部
- オ 直近期の決算報告書
(貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費の明細、株主資本等変動計算書)
- カ 資金状況調べ(別紙様式2)
- キ 審査加点区分確認書類(審査加点を希望する事業者のみ)
 - ・登録したパートナーシップ構築宣言・・・1部
 - ・スタートアップ加点申請書(別紙様式3)・・・1部

(補足説明)

- ・メールでの提出を希望する場合、「エ 直近期の都道府県税納税証明書」のみ原本の提出が必要なため、別途郵送等で提出が必要。
- ・ウ～オは、コンソーシアムの全ての構成員について提出すること。
- ・カは、補助金の概算払いを希望するコンソーシアムに限り提出してください。
- ・提出書類は、全て片面カラー印刷(A4版)とすること。
- ・提出書類は、種類ごとにホッチキス留め(左上)すること。また、1セットずつダブルクリップ留めすること。

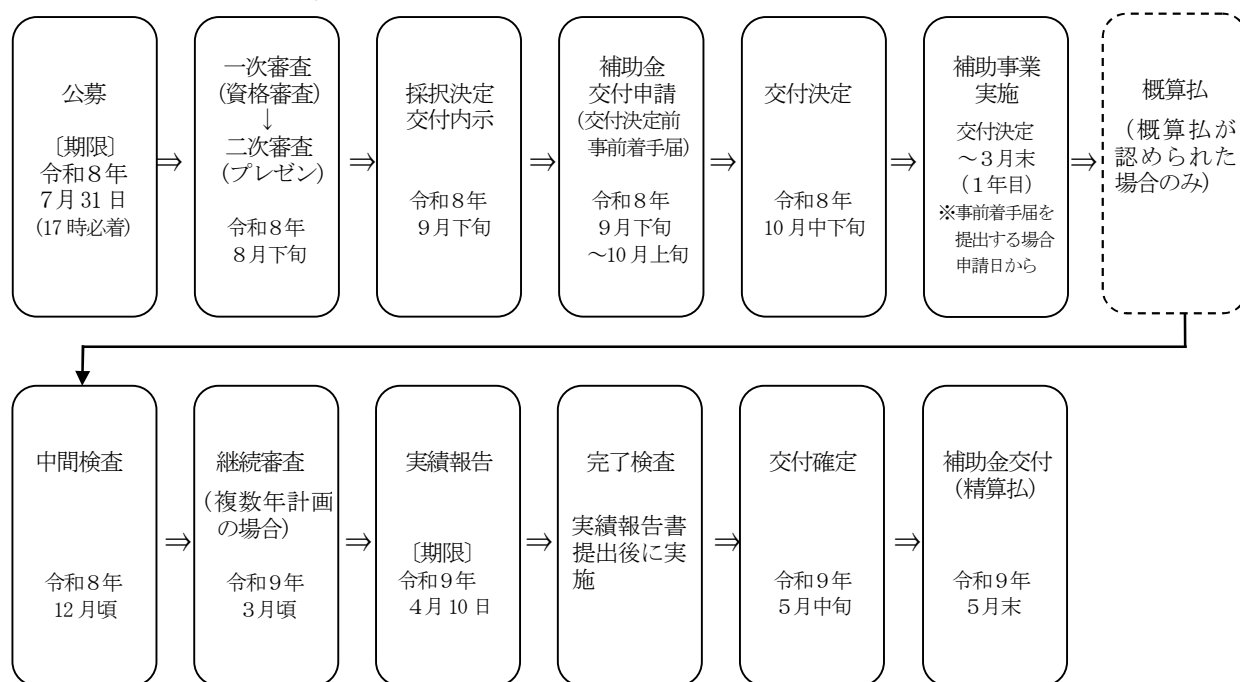
(6) 様式等の入手先

下記からダウンロードしてください。

静岡県ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/nogyo/nogyoshinkou/1003292/1081321.html>)

4 スケジュール及び審査方法



※ 各項目の実施時期は変更することがあります。

(1) 審査方法

- ア 事業計画書等に基づき、一次審査（資格審査）を行い、二次審査（プレゼン）の対象者を選定します。
- イ 二次審査は、審査委員会において、申請者によるプレゼンテーション及び委員との質疑応答による審査を行い、審査結果を踏まえて、県が補助事業者を採択します。

(2) 審査項目と審査の観点

別表2のとおり

(3) 加点措置

別表3の区分に該当する事業者について、審査において加点措置を行ないます。審査加点を希望する場合は、必要書類を提出してください。なお、加点措置は、審査項目の審査後の採点に合計点が100点を超えない範囲で行ないます。

(4) 審査委員会（二次審査）

- ア 実施時期 令和8年8月下旬（予定）
二次審査対象者に対し、事前に実施時間等の詳細を電子メールにより通知します。
- イ 実施場所 静岡県庁内会議室（予定）
- ウ 出席者 説明者を含め3人以内の出席をお願いします。

(5) 採択結果の通知

採択結果は、申請者に電子メールで通知するとともに、選定された事業者名等を県ホームページで公表します。なお、選定されなかった申請者の情報は、応募事業者の許可なく公表することはありません。

5 事業採択後の事業申請

事業を採択された事業者は、採択通知後に、補助事業に係る正式な交付申請手続きがあります。

6 知的財産権の取扱い

(1) 静岡県と補助事業者

補助事業の成果に基づき特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願を行った場合は、遅滞なくその旨を知事に届け出なければなりません。

(2) コンソーシアムの構成員間の取扱い

本事業の実施により生じた知的財産権等は、「コンソーシアムの管理及び運営に係る規約」で定めることとし、その持分は、構成員間で協議し、決定してください。

7 複数年計画の場合の取扱い

- (1) 2年度目以降の事業については、毎年度末（3月頃）に補助事業の進捗状況等を踏まえた継続審査を行います。審査の結果によっては、次年度の補助金所要額が減額される場合又は計画が採択されない場合もありますので、予め御承知おきください。
- (2) 2年度目以降の交付決定額は、原則、事業計画書の1（3）に記載の補助金所要額が上限となります。
- (3) 継続審査の実施の詳細については、おって電子メールにより通知します。

8 その他の留意事項

- (1) 申込み及び審査委員会参加等応募に係る費用は、全て申請者の負担とします。
- (2) 提出書類は審査のみに使用し公開しません。なお、提出書類は返却しません。
- (3) 書類提出後の記載内容の変更は、原則として認めません（県からの指摘による場合を除く。）。
- (4) 応募状況、審査結果等に関する問い合わせには応じられません。
- (5) 同一又は類似の内容で他の公的な助成金又は補助金を受けているもの又は採用が決定しているものは補助対象になりません。
- (6) 補助対象となる経費は、この事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その必要性及び金額の妥当性が証拠書類によって明確に確認できるものです。
- (7) 事業計画に記載した経費で交付の決定を受けたものであっても、その後の完了検査で県が対象外と判断したものについては、自己資金で対応していただきます。
- (8) 補助金は原則として精算払いのため、事業期間内の立替払いが可能であることが必要です。
- (9) 採択時や事業終了時に、採択された事業者名、事業計画の名称及び概要、事業の実績等について、県のホームページ等で公表を予定しています。
- (10) 事業内容及び成果は、県が主催する催事及び作成する各種発行物にて、展示や記事掲載などの協力をしていただくことがあります。
- (11) 事業実施に伴う成果物や経理書類等は、事業終了後5年間保存していただきます。
- (12) 補助事業期間中及び補助事業終了後に行われる検査及び監査により不適切な事項が判明した場合は、補助金の交付の決定や交付がなされたものであっても、交付の決定が取り消されたり、あるいは交付された補助金の全部又は一部の返還請求を受けたりすることがあります。
- (13) 事業実施にあたっては、この要領に定めるもののほか、オープンイノベーション型事業化促進事業費補助金（SDGs 貢献型）交付要綱に定める内容を遵守してください。

9 問い合わせ先

(1) 申請書提出先・その他補助事業全般に関すること

静岡県経済産業部農業局農業戦略課先端農業推進室 担当：中本

〒410-0321 沼津市西野 317 (AOI-PARC 内 1 階)

電話番号：055-955-9111 FAX：055-968-7500

E-Mail：aoi-parc@pref.shizuoka.lg.jp

(2) AOI フォーラムに関すること・事業計画についての事前相談先

一般財団法人アグリオープンイノベーション機構

〒410-0321 沼津市西野 317 (AOI-PARC 内 3 階)

電話番号：055-939-5106 FAX：055-939-5107

E-Mail：info@aoi-i.jp

URL：https://aoi-i.jp

別表 1 補助対象経費

区分	左記の内訳
原材料費	直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
機械装置購入等経費	1 機械装置、自社で機械装置を製作する場合の工具器具及び部品並びに分析等機械装置の購入に要する経費。ただし、汎用性が高いと判断されるものは対象から除く。 2 機械装置又は工具器具を試作し、改良し、据付し、修繕させた場合に要する経費 3 機械装置、工具器具、分析等機器装置の借用に要する経費
産業財産権関連費	1 産業財産権の譲受や実施権等の使用のために要する経費 2 産業財産権の取得に要する経費（特許庁等へ納付される経費、拒絶査定に対する審判請求または訴訟に要する経費は除く。）
外注費	原材料等の再加工、製図又は調査・分析等の外注に要する経費
構築物購入等経費	構築物の購入、自社による建造、外注による建造、改良、据付、借用、保守又は修繕に要する経費（構築物は、当該開発等に際し必要不可欠なものであって、プレハブ等簡易なものに限る。）
技術コンサルタント料	専門的な知識・技術及び技能等を有した者に依頼し、当該事業に係る技術的事項等に関して、指導・相談等を受けた場合の謝礼に要する経費
委託費	開発、設計等の委託に要する経費
その他	1 図書、参考文献、資料、データ等購入費 2 郵便代及び運送代 3 当該事業遂行に必要な活動に支払われる経費 4 事業への使途が特定できる消耗品費

別表2 審査項目と審査の観点

審査項目	配点					審査の観点
	S	A	B	C	D	
1 事業化の内容	20	15	10	5	0	農業関連分野における SDGs の貢献に向けた事業化となっており、内容が具体的に示されている。 また、農業現場の課題解決や生産者の所得向上等に資する事業化の内容になっている。
2 経済的な効果	20	15	10	5	0	生産額等の経済的効果が見込めるとともに、そのうちの静岡県内構成比が相当程度ある。 また、算出根拠が具体的に示されている。
3 技術開発の革新性	10	7	5	2	0	先端的な科学的知見や様々な分野の技術を農業分野に応用するとともに、事業化の内容について、新規性や優位性を有している。
4 環境負荷軽減と生産性・収益性向上の寄与	20	15	10	5	0	環境負荷軽減と生産性・収益性向上効果が具体的かつ定量的に見込める。
5 役割分担の合理性	10	7	5	2	0	構成員の資源が過不足なく組み合わせられている。また代表機関が適切な管理運営能力を有し、構成員が計画を実現する能力を有している。
6 適切な事業化工程	10	7	5	2	0	工程や到達目標、達成度の判断基準等が適切に設定されている。 短期間のうちに計画的に事業化が行われることが期待される。
7 コストの費用対効果	10	7	5	2	0	生産額等の経済的効果に対するコストバランスが優れている。 コスト抑制のための工夫が図られている。

※満点＝100 点（10 点×4 項目、20 点×3 項目）

別表3 審査加点の要件

1 次の区分に該当すること。

区分	加点措置
「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて、宣言を公表している場合	5点
コンソーシアムにスタートアップ※が参画している場合	5点

※スタートアップとは、以下の要件を全て満たす企業を指す。

- ①法人を設立してから概ね10年以内の中小企業、
- ②新しい技術やアイデアをもとに、新たな価値の創造や地域課題の解決に主体的に取り組む企業
- ③申請時点で未上場であること

2 審査加点を利用するにあたっての条件

審査加点を希望する事業者は、応募時に公募要領3（5）キに記載の書類を提出してください。一次審査の結果、加点の要件を満たしていると認められた場合、二次審査で加点措置を適用します。

ただし、別表2「**審査項目と審査の観点**」の合計点が一定未満であった場合には加点措置は適用されません。